環境委員会資料 平成31年3月11日

【所管事務の調査(報告)】

一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への 新たな対応について

- 資料 1 一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への新たな対応 について(案)
- 資料2 一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への新たな対応 について(案)【概要】
- 資料3 パブリックコメント手続用資料

環境局

資料 1

一時多量ごみ (臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ) への 新たな対応について (案)

平成31(2019)年 月 川崎市環境局

目 次

1	一時多量ごみとは	1
2	現状等	1
	課題	
	新たな対応方策	
	新たな制度の概要	
	一時多量ごみの出し方について	
	許可業者による一時多量ごみの収集運搬について	
	許可業者による一時多量ごみの市処理施設への搬入について	
9	今後のスケジュール	8

1 一時多量ごみとは

遺品整理や引越等に伴い**臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ**を**「一時多量ごみ」** とします。

2 現状等

(1) 一時多量ごみに対する現在の本市の対応

本市では、一時多量ごみの処理について、通常の収集日での排出を基本に、一定の条件のもと、柔軟な対応を図っています。

【現在の本市の対応状況】

- ●原則、通常の収集日での排出(普通ごみ週2回、資源物週1回、粗大ご み・小物金属月2回)
- ●引越等の特別な事情がある場合は、事前に相談の上、粗大ごみの生活環 境事業所への持ち込みが可能
- ●粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、高齢者等を対象とした 「ふれあい収集」を実施

(2) 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズ

一時多量ごみは、臨時かつ多量に発生するものであり、予期せずに廃棄が必要となるケースや、本人による廃棄が難しいケースなどもあることから、特有の廃棄ニーズがあります。

【一時多量ごみに特有の廃棄ニーズ】

- ●ひとり暮らし高齢者が逝去した場合など、住居の賃貸借契約の関係等による<u>短期間</u>での廃棄希望
- ●遺品整理等で遠方の親族が片付ける場合など、休みの日(土曜日 etc)等<u>特</u> <u>定の日にち</u>での廃棄希望
- ●遺品整理や引越等で、屋内の<u>片付け</u>や屋外への<u>持ち出し</u>なども含めた廃棄 希望

(3) 超高齢社会への対応

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

本市では、2017 (平成29) 年度における高齢化率は20.1%と全国 (27.8%) より低いものの、2020 (平成32) 年度には「超高齢社会」 を迎え、さらに30年後には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

高齢化社会の進展により、遺品整理や施設入所等に伴う<u>一時多量ごみへの対応</u>がますます必要になります。



【出典:川崎市総合計画 第2期実施計画】

(4) 適正処理の推進に向けた対応

遺品整理を行った場合などに、不用品回収業者等が利用されるとその後の処理 の流れが不透明になってしまうことがあるため、<u>市内で排出された家庭ごみが適</u> 正に処理されるよう、適切かつ利便性のよい排出ルートを構築していくことが必 要になります。

3 課題

一時多量ごみを市民(家族・親族等を含む)が排出する場合には、市の通常収集日に分別して排出することを基本に、粗大ごみについては事前に相談の上で生活環境事業所への持込も可能なほか、粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、一定の場所までごみを持ち出すことができない高齢者等を対象としたふれあい収集の制度もありますが、現在の本市の対応のみでは一時多量ごみ特有の廃棄ニーズに対応ができない場合があります。

市民が市の通常収集日まで待てず、日にちを限定して一時多量ごみを出す必要がある場合や、屋内の片付けと屋外への持ち出しも含めて一時多量ごみを処理してほしい場合などで、市が対応できない場合の対応として、民間事業者の活用が考えられます。

民間事業者が一時多量ごみの収集運搬を行うためには、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となりますが、<u>現在の本市の許可制度では、一時多量ごみは許可の対象ではありません。</u>

[参考:現在の本市の廃棄物処理の概要]

廃棄物の区分		収集運搬	処分
	家庭系	市(委託を含む)	市 (焼却場等の処理施設)
一般廃棄物	事業系※	民間 (一般廃棄物収集運搬業許可業者)	市(焼却場) 一部民間(一般廃棄物処分業 許可業者)
産業廃棄物*		民間 (産業廃棄物収集運搬業許可業者)	民間(産業廃棄物処分業許可業者)

[※]事業活動に伴って排出する廃棄物。産業廃棄物は法令で廃プラスチック類など20品目が定められており、産業廃棄物以外は事業系一般廃棄物に該当。品目に応じて許可業者に委託するなど排出事業者の責任により処理。

4 新たな対応方策

一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)について、一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、これまでの通常の収集日での排出などに加えて、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。

新たな収集運搬制度として、一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に追加します。

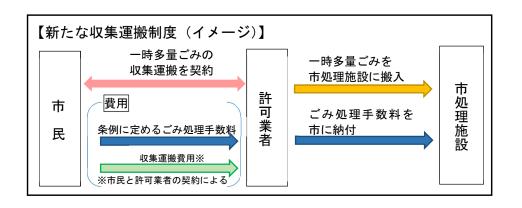
許可を受けた民間事業者(一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。))が収集運搬する一時多量ごみは、**市処理施設で受け入れます。**

※これらの対応を図るため、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(以下「条例」という。)、「川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程」等を改正、整備します。

5 新たな制度の概要

新たな制度では、許可業者が市民との契約の下で一時多量ごみを収集し、市処理施設に搬入(ごみ処理手数料を納付)します。

市民は、一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼することが可能になります。 民間事業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受け、市民から依頼を受けた一時多 量ごみを収集運搬し、市処理施設(指定処理施設)に搬入することが可能になります。 本市は、許可業者が搬入した一時多量ごみを市処理施設(指定処理施設)で処理 します。

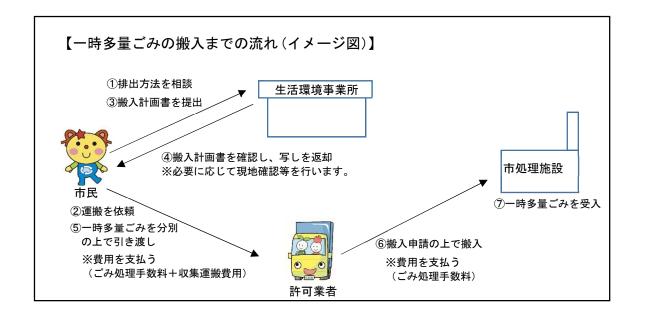


6 一時多量ごみの出し方について

- ○通常の収集日に出すことが難しい場合などには、許可業者に依頼することが可能 となります。
- ○一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼する場合には、排出する品目や依頼する許可業者名などを記載する所定の「搬入計画書」(別途規定)を、事前に所管の 生活環境事業所に提出します。
- ○市の家庭ごみの分別ルール (8分別9品目) に従って一時多量ごみを分別した上で、許可業者に引き渡します。
- ○許可業者が市処理施設に搬入できるのは、原則、祝日を含む月曜日から土曜日(搬入たによっては月曜日から金曜日)となります。

※年末年始や処理施設の整備期間などは搬入できません。

○ごみ処理手数料(条例で規定する額)と、収集運搬費用(市民と許可業者の契約による額)を許可業者に支払います。ごみ処理手数料は許可業者を介して市に支払われます。



7 許可業者による一時多量ごみの収集運搬について

(1) 収集運搬業許可について

- ○一時多量ごみの取扱いを行う場合は、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を 直近2年以上継続して有し、本市の処理施設への搬入実績があることが必要で す。
- ○一時多量ごみの取扱いを行う場合は、一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、 継続して行うに足りる経理的基礎を有することの基準として、一般廃棄物処理手 数料の市への納付状況を審査します。
 - ※一時多量ごみについては、依頼者が市民であることを踏まえ、許可申請の段階での経理的基礎を判断するものです。市への納付状況としては、直近2年において、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していることが必要です。

(2) 収集運搬車両について

- ○一時多量ごみの取扱いを行う場合は、粗大ごみ等の運搬に適し*1、かつ指定処理施設に搬入する際に支障が生じない運搬車*2を保有することが必要です。
 - ※1 粗大ごみの適切な運搬のため、荷箱の高さが 1.28m以上であることが必要です。
 - ※2 指定処理施設への搬入に支障が生じないよう、ダンプアップ可能であること、かつ、搬入が可能な車両の構造規格(全長、高さ等)であることが必要です。
- ○運搬車は、事業系一般廃棄物の収集運搬にも使用することができますが、一時 多量ごみと事業系一般廃棄物を同載しての運搬はできません。
- ○普通ごみ以外が含まれる場合には、塵芥車(パッカー車)は使用できません。
- ○指定処理施設に搬入する際は、一時多量ごみを運搬していることを表示し、一 時多量ごみのみを搬入してください。

(3) その他

許可取得後は、収集運搬実績について、「川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則」に基づく実績報告が必要となります。

8 許可業者による一時多量ごみの市処理施設への搬入について

(1) 指定処理施設について

一時多量ごみを搬入できる指定処理施設は浮島処理センター(同処理センター内の粗大ごみ処理施設を含む)及び王禅寺処理センター(同処理センター内の資源化処理施設を含む)の2か所となります。

(2)搬入曜日について

指定処理施設への搬入曜日は浮島処理センターでは月曜日から土曜日、王禅寺処理センターでは月曜日から金曜日となります。

※年末年始や処理施設の整備期間などは搬入できません。

※指定処理施設での処理状況に応じて、1日当たりの搬入台数の上限を設定する場合があります。

(3)搬入者等について

条例に基づき一時多量ごみの施設搬入を申請し市長の承認を受けた許可業者の みが搬入できます。

搬入要員は、粗大ごみや小物金属等が含まれている場合は2名以上が必要になります。また、普通ごみのみの場合であっても車両に自動排出機能がない場合は2名以上が必要になります。

(4)搬入する廃棄物について

一時多量ごみを指定処理施設に搬入する場合には、条例に基づき受入基準に従う 必要があります。また、市の家庭ごみの分別ルール(8分別9品目)に従い分別さ れた廃棄物を搬入してください。

粗大ごみ、小物金属の搬入に当たっては、指定処理施設での処理に支障を生じないよう、引き出しや容器等が空になっていることを確認するとともに、電池や電球等が製品に付属したままになっている場合には取り外すなど、必要な措置を講じてください。

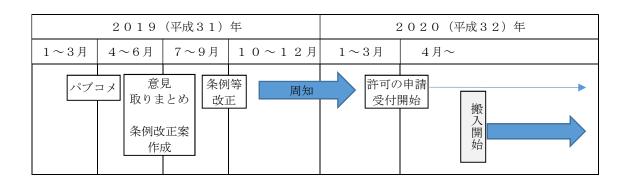
なお、条例等に基づき、施設搬入をしようとする者は市が行う内容審査(受入基準に係る審査)に協力する必要があります。受入基準に従わない場合などには、市は廃棄物の受入の拒否や改善指導等を行うことがあります。改善指導等に従わない場合には、一定の手続きの後、施設搬入の受入を停止することがあります。

9 今後のスケジュール

今回のパブリックコメントにより市民の皆様にご意見をいただいた後、関連する条例・規則・要綱等を改正、整備した上で、収集運搬業許可申請の受付、新たな収集運搬制度での一時多量ごみの受入を開始します。

【今後の主なスケジュール (予定)】

- 2019(平成31)年9月頃 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等 の改正
- 2020 (平成32) 年2月頃 一般廃棄物収集運搬業許可の申請受付を開始
- 2020 (平成32) 年度前半 新たな収集運搬制度による受入を開始







一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への新たな対応について(案)【概要】

資料 2

1 現状等

一時多量ごみとは

遺品整理や引越等に伴い臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ

(1) 現在の本市の対応

通常の収集日での排出を基本に、一定の条件のもと、柔軟な対応を図っています。

- ●原則、通常の収集日での排出(普通ごみ週2回、資源物週1回、粗大・小物金属月2回)
- ●引越等の特別な事情がある場合は、事前に相談の上、粗大ごみの生活環境事業所への持ち 込みが可能
- ●粗大ごみの屋内からの持ち出しなどについては、高齢者等を対象とした「ふれあい収集」 を実施

(2) 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズ

一時多量ごみには、予期せずに廃棄が必要となるケースなどもあることから、特有の廃棄 ニーズがあります。

- ●ひとり暮らし高齢者が逝去した場合など、住居の賃貸借契約の関係等による**短期間**での廃棄希望
- ●遺品整理等で遠方の親族が片付ける場合など、休みの日(土曜日 etc)等**特定の日にち**での廃棄希望
- ●遺品整理や引越等で、屋内の**片付け**や屋外への**持ち出し**なども含めた廃棄希望

(3) 超高齢社会への対応

日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しています。

本市では、2017 (平成29) 年度における高齢化率は20.1%と全国(27.8%) より低いものの、2020 (平成32) 年度には「超高齢社会」を迎え、さらに30年後には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。

高齢者人口とともに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。

高齢化社会の進展により、**遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみへの対応がますます必 要**になります。





【出典:川崎市総合計画 第2期実施計画】

(4) 適正処理の推進に向けた対応

遺品整理を行った場合などに、不用品回収業者等が利用されるとその後の処理の流れが不透明になってしまうことがあるため、<u>市内で排出された家庭ごみが適正に処理されるよう、適切かつ利便性のよい排出ルートを構築していくことが必要になります。</u>

2 課題

一時多量ごみについては、市民(家族・親族等を含む)が市の収集日まで待てない場合や屋内の片付け・屋外への持ち出しが困難な場合など、**現在の本市の対応のみでは一時多量ごみ特有の廃棄** ニーズに対応できない場合があります。

民間事業者が一時多量ごみの収集運搬を行うためには本市の許可が必要となりますが、**現在の本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度では、一時多量ごみは許可の対象ではありません。**

3 新たな対応方策

一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)について、一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、これまでの通常の収集日での排出などに 加えて、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。

○新たな収集運搬制度として、一時多量ごみを本市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の対象に追加します。

〇許可を受けた民間事業者(一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。))が収集運搬する一時多量ごみは、<u>市処理施設で受け入れます。</u>

※これらの対応を図るため、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(以下「条例」という。)、「川崎市一般廃棄物処理業に係る審査基準及び標準処理期間に関する規程」等を改正、整備します。

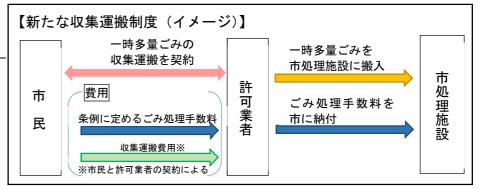
4 新たな制度の概要

新たな制度では、許可業者が市民との契約の下で一時多量ごみを収集し、市処理施設に搬入(ごみ処理手数料を納付)します。

市民:一時多量ごみの収集運搬を許可業者に依頼することが可能になります。

許可業者:市民から依頼を受けて一時多量ごみを収集運搬し、市処理施設に搬入することが可能になります。

市:許可業者が搬入した一時多量ごみを市処理施設で処理します。



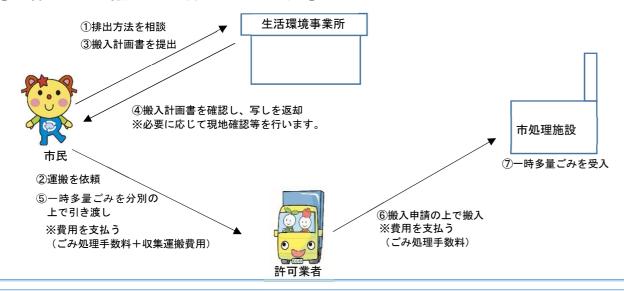
5 一時多量ごみの排出方法等について

(1) 市民による一時多量ごみの出し方について

市民が許可業者に一時多量ごみの収集運搬を依頼するための手続き等は次のとおりです。

- ○排出する品目や依頼する許可業者名などを記載する所定の「搬入計画書」を、事前 に所管の生活環境事業所に提出します。
- ○市の家庭ごみの分別ルール (8分別9品目) に従って一時多量ごみを分別した上で、許可業者に引き渡します。
- ○ごみ処理手数料と、収集運搬費用を許可業者に支払います。ごみ処理手数料は許可 業者を介して市に支払われます。

【一時多量ごみの搬入までの流れ (イメージ図)】



(2) 収集運搬業許可について

一時多量ごみについては、依頼者が市民であること、排出されるものが普通ごみ・資源 物・粗大ごみ等と多岐にわたることなどを考慮し、経理的基礎、車両条件等の許可要件を設 定します。

【許可要件の概要】

- ・本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を直近2年以上継続して有し、本市処理施設への 搬入実績があること
- ・一般廃棄物処理手数料の市への延滞がないこと**
 ※直近2年において、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、 又は督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していること
- ・粗大ごみ等の運搬に適し、かつ施設に搬入する際に支障がない運搬車*を保有すること ※ダンプアップ可能で、荷箱の高さが 1.28m以上あること

(3) 受入施設(指定処理施設)等について

一時多量ごみの特徴から、粗大ごみの廃棄ニーズや土曜日等の休みの日の廃棄ニーズなどを考慮し、受入施設及び受入曜日を設定します。

○受入施設、受入曜日

浮島処理センター : 月曜日から土曜日 王禅寺処理センター: 月曜日から金曜日

〇搬入者等

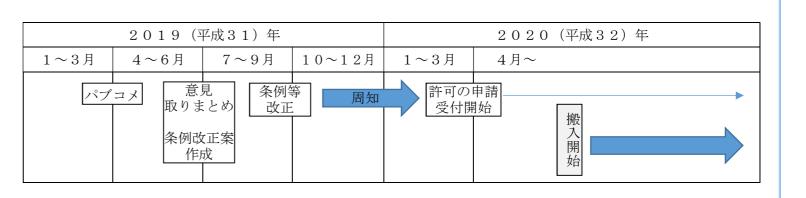
- ・施設への搬入を市に申請し、承認を受けた許可業者のみが搬入可能
- ・搬入要員は、粗大ごみや小物金属等が含まれている場合は2名以上、普通ごみのみの 場合であっても車両に自動排出機能がない場合は2名以上が必要

6 今後のスケジュール

パブリックコメントにより市民意見を募集後、条例等を改正、整備した上で、収集運搬業許可申請の受付、新たな収集運搬制度での一時多量ごみの受入を開始します。

【今後の主なスケジュール(予定)】

- 2019 (平成31) 年9月頃 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例等の改正
- 2020(平成32)年2月頃 一般廃棄物収集運搬業許可の申請受付を開始
- 2020 (平成32) 年度前半 新たな収集運搬制度による搬入を開始



「一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への新たな対応について(案)」 について御意見をお寄せください

川崎市では、遺品整理や引越等に伴い臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ(一時多量ごみ)について、 一時多量ごみ特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図り、適正な処理を進めるため、民間事業者を活用した新たな収集運搬制度の構築を図ります。

一時多量ごみへの新たな対応(案)を取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

2019 (平成31) 年3月13日 (水) ~4月19日 (金)

- ※ 郵送の場合は当日消印有効です。
- ※ 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1)環境局生活環境部廃棄物政策担当(川崎市役所第3庁舎15階)
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 各生活環境事業所
- (4)情報プラザ (川崎市役所第3庁舎2階)
 - ※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、メールアドレス又は住所)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

(2) 郵送•持参

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当 宛て (川崎市役所第3庁舎15階)

(3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3923 (環境局生活環境部廃棄物政策担当)

≪留意事項≫

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

4 その他

5 問い合わせ先

環境局生活環境部廃棄物政策担当 電話 044-200-2558 /FAX 044-200-3923

見書 一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への新たな対応 題名 について (案) 氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名) FAX番号 電話番号 住所(又は所在 地) *区名まで 意見の提出日 枚数 平成 年 月 日 枚(本紙を含む) 一時多量ごみ(臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ)への

新たな対応について(案)に対する意見

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎 市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先					
部署名	川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当				
電話番号	044- 200 - 2558 FAX番号 044- 200 - 3923				
住所	〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4				